



# くらしの情報 とやま

トピックス P2 アンケート調査「新しいモノサシ、エシカル消費」の結果について

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

## インターネット通販でブランド品のブーツが格安で売られていたので注文したら、商品が届かず連絡もつかなくなったのですが…。

### 相談

インターネット通販サイトでブランド品のブーツを探していたところ、「在庫品一掃 80%OFF」と表示されたサイトを見つけ注文のメールをしました。「振込後に発送する」とメールが届き8千円を指定口座に振り込みましたが、商品到着があまりにも遅く、催促のメールを送ったのですが、返信がありません。どうすればよいのでしょうか…。(30代 男性)

### 回答

通販サイトで商品を購入したものの「いつまでたっても商品が届かない」「連絡しても返事がない」「偽物が届いた」という相談が寄せられています。

- ・相談者には詐欺の可能性が高いことから、証拠となる銀行の振込み伝票や業者のHP、やり取りしたメールを印刷し警察に相談するよう助言しました。
- ・インターネット通販では、実物を見て商品を選ぶことができないのでサイトの記載をよく見るのが不可欠です。

◆悪質な通販サイトを見抜く4つのチェックポイント  
(国民生活センター・越境消費者センターHPより)◆

- ① 正確な運営情報(運営者氏名・住所・電話番号)が記載されていない
- ② 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている
- ③ 日本語の表現が不自然である
- ④ 支払方法が銀行振込のみとなり、クレジットカードが利用できない

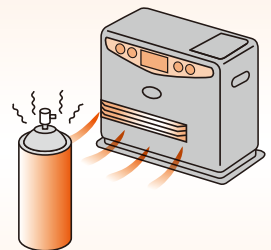


万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

## 注意喚起！ スプレー缶で思わぬ事故が発生しています！

札幌市でスプレー缶のガスに引火した事故が発生し、同じ頃名古屋市中ではスプレー缶本体が加熱されて破裂した事故が発生しました。改めてスプレー缶の正しい取り扱い方法を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

稼働中の石油ファンヒーターなどの暖房器具の近くにスプレー缶を置いたり、使い切っていないスプレー缶からガスを抜いた後にガスこんろを点火したりして、火災に至っています。また、シュレッダーや換気扇、掃除機などに潤滑剤などのスプレーを使用したところ、動作時の火花で引火したりするなど、思わぬ事故が発生しており、注意が必要です。



スプレー缶を使用する際は、特に以下の点に注意することで、事故を未然に防ぎましょう。

- 火気のある場所の近くでは使用しない
- 使用時や使用後は出入り口を開けるなどして十分に換気を行う  
可燃性ガスを含むスプレー缶の使用時はガスが滞留しないように気を付けてください。換気が終わるまでは、ライターや火花が発生する機器(ガスこんろなど)を使用しないでください。
- 暖房器具の近くや直射日光が当たる場所など、高温になる場所にスプレー缶を置かない  
石油ファンヒーターなどの暖房器具の近くにヘアスプレーなどのスプレー缶を置かないでください。缶が熱せられると、内部のガスが膨張して内圧が上がり、缶が破裂するおそれがあります。
- 最後まで出し切ってから廃棄する  
中身を使い切ってスプレー缶を捨てるときは、屋外の風通しのよい場所で、スプレーボタンを押すなどして、中身を出し切ってください。スプレー缶を振って、「シャカシャカ」などと音がする場合は中身が残っています。スプレー缶に中身が残っている状態で穴を開けると漏れ出た可燃性ガスに引火するおそれがあります。なお、廃棄方法については、自治体の指示に従ってください。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。  
<https://www.nite.go.jp/data/000096248.pdf>

# 平成30年度アンケート調査 「新しいモノサシ、エシカル消費！」の結果について

富山県消費者協会と富山県消費生活研究グループ連絡協議会では、エシカル消費に関する消費者の意識や行動を調査し、今後の効果的・具体的な取組みを検討しました。調査結果の一部を紹介します。

○調査対象：県内在住者1,897人    ○調査期間：平成30年6月下旬～7月下旬

○回答者（回収率）：1,688人（89.0%）

## 「エシカル消費」とは？

「エシカル (ethical)」とは、英語で「倫理的・道徳的」という意味です。人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。「思いやり消費」と言い換えることもあります。

例えば、**買い物の際にマイバックを持参する、地元産の食品を購入する、フェアトレードの製品を購入すること**もエシカル消費にあたります。

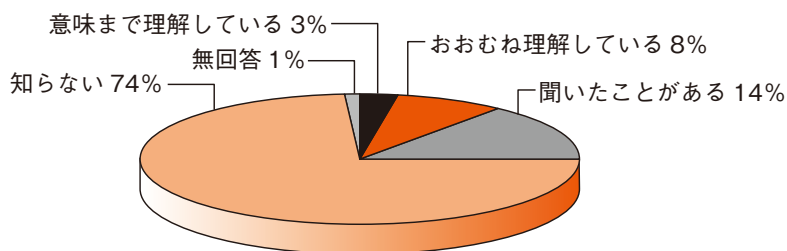
実は身近な「エシカル消費」。「もう実践しているよ」という方も多いのではないのでしょうか。

地産地消や省エネ行動も「エシカル消費」なのですね



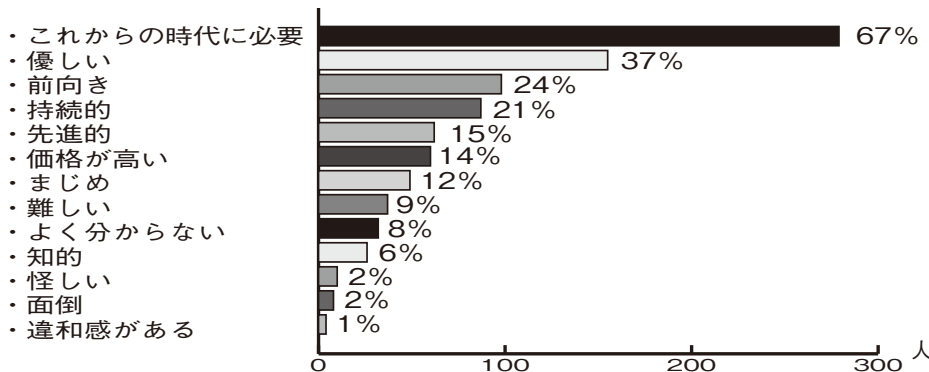
## ○「エシカル消費」ということばのイメージ等について

Q:「エシカル消費」という言葉を知っていましたか。



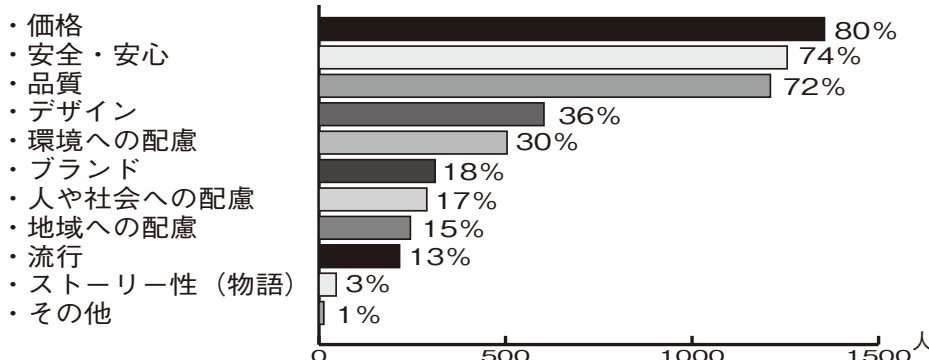
「エシカル消費」を「知らない」という回答が全体の約4分の3を占めており、「エシカル消費」がまだ県民に浸透していないことが分かります。

Q:「エシカル消費」について、どのようなイメージを持っていますか。



## ○消費行動の現状について

Q:商品やサービスを購入する際に、重視する点はどれですか。



## ○これからの消費行動について

Q：今後、「エシカル消費」が広まっていくために、消費者はどう変わっていけばよいですか。また、企業や行政に望むことは何ですか。（3つまで回答可）

### ・消費者は

「エシカル消費について、もっと学習する」67%

「日常の買い物において、人や環境への配慮という新しいモノサシを持つ」45%

### ・企業は

「エシカルな商品であることが消費者に分かるように表示する」77%

「売り場やチラシに、エシカルコーナーを設ける」40%

### ・行政は

「エシカル消費の言葉や意味を、継続して普及させる」64%

「エシカル商品が分かりやすいような表示を作る」58%



「エシカル消費」の普及啓発のため、まずは、消費者自らが行動を起こすとともに、企業や行政がそれぞれの立場から、連携協力して行動していくことが重要です。

一人ひとりの消費行動が社会を変える力になります。買い物をするとき、価格や性能だけでなく、「エシカルかどうか」という新しいモノサシを持ってみましょう。

調査報告書は富山県消費者協会（富山市湊入船町6-7サンフォルテ内）にて閲覧できます。

## 消費者問題に関する2018年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2018年は「架空請求」の相談が激増した他、「オーナー商法」や「シェアハウス投資」でのトラブルが相次ぎました。また、2022年に成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が成立した年となりました。

◆増え続ける「架空請求」に関する相談 ハガキだけではなく、封書で届くことも

◆深刻化する原野商法の二次被害トラブル

◆仮想通貨などのトラブル目立つ 不正流出事件 事業者への行政処分も

◆広がる個人間取引 フリマサービスなど

◆改正医療法施行 医療機関のウェブサイト等も広告規制の対象に

◆「オーナー商法」や「シェアハウス投資」でのトラブルが相次ぐ

◆成人式当日に連絡とれず「はれのひ」多くの若者が被害に

◆民法改正 「18歳成人」2022年から

◆今年も発生 こどもの誤飲事故

◆大規模自然災害が頻発した1年 豪雨災害での「消費者トラブル110番」開設など

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページ（<http://www.kokusen.go.jp/>）をご覧ください。

# 「富山県くらしのアドバイザー」募集のお知らせ

富山県では、消費者問題に関心をお持ちの方々を「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。

このたび、平成31年4月から活動していただける方を公募します。消費者問題に関心をお持ちで、消費生活に関する知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

- 1 応募資格** 年齢満20歳以上で富山県内にお住まいの方。ただし、常勤の公務員を除きます。
- 2 応募方法** 所定の申込書に必要事項を記載の上、県庁県民生活課消費生活班まで郵送、持参、またはFAXでお申し込みください。
- 3 活動内容**
  - ・消費生活知識の普及啓発活動
  - ・不当表示や過大景品の監視
  - ・地域住民からの相談受付及び窓口案内 等（謝礼あり）
- 4 募集期間** 平成31年2月1日(金)～2月22日(金)
- 5 募集人員** 40名程度
- 6 選考方法** 居住地域、その他申込書記載事項を考慮して選考します。
- 7 任 期** 平成31年4月1日～2021年3月31日（2年間）

※お申込み・お問合せ先 富山県県民生活課消費生活班 TEL：076-444-3129 FAX：076-444-3477  
詳細は県民生活課のホームページをご覧ください。http://www.pref.toyama.jp/cms\_sec/1711/index.html

## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

### 富山市消費生活センター（CiCビル内）

..... ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター ..... ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 ..... ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ..... ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ..... ☎076-475-2111（内334）

黒部市消費生活センター ..... ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター ..... ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 ..... ☎0766-67-1760（内735）

南砺市消費生活センター（井波庁舎）..... ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター..... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ..... ☎076-464-1121（内49）

上市町 町民課 ..... ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民課 ..... ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ..... ☎0765-72-1824

朝日町 住民・子ども課 ..... ☎0765-83-1100（内134）

社会福祉協議会 ..... ☎0765-83-0576

### ◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

#### 【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

### ◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

#### 【開所時間】

午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

### ◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

◆消費者ホットライン ☎188（いやや！） ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00016052.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html)